

六十九 第66条の4 《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(発行済株式)</p> <p>66の4(1)-1 措置法第66条の4第1項の「発行済株式」には、その株式の発行価額の全部又は一部について払込みが行われていないものも含まれるものとする。</p>	<p>(発行済株式)</p> <p>66の4(1)-1 措置法第66条の4第1項の「発行済株式」には、その株式の発行価額の全部又は一部について払込みが行われていないものも含まれるが、自己株式はこれに含まれないものとする。</p>
<p>(独立企業間価格との差額の申告減算)</p> <p>66の4(6)-2 ..... .....<b>確定申告書等</b>.....</p>	<p>(独立企業間価格との差額の申告減算)</p> <p>66の4(6)-2 ..... .....<b>法人税確定申告書等</b>.....</p>
<p>(高価買入れの場合の取得価額の調整)</p> <p>66の4(6)-3 .....</p> <p>(注) この取扱いにより減価償却資産の取得価額を減額した場合には、その減額した後の金額を基礎として各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)の償却限度額を計算することに留意する。</p>	<p>(高価買入れの場合の取得価額の調整)</p> <p>66の4(6)-3 .....</p> <p>(注) この取扱いにより減価償却資産の取得価額を減額した場合には、その減額した後の金額を基礎として各事業年度の償却限度額を計算することに留意する。</p>
<p>(国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱い)</p> <p>66の4(7)-2 .....</p> <p>(注) .....当該金額とその返還を受けた日の外国為替の売買相場によって円換算した金額との差額は、その返還を受けた日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)の益金の額又は損金の額に算入する。</p>	<p>(国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱い)</p> <p>66の4(7)-2 .....</p> <p>(注) .....当該金額とその返還を受けた日の外国為替の売買相場によって円換算した金額との差額は、その返還を受けた日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。</p>